

1. 件名：福島第一原子力発電所における2月13日の地震を踏まえた今後の評価に係る面談
2. 日時：令和3年4月28日（水）10時15分～11時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
大辻室長補佐、知見主任安全審査官、伊藤係長、横山係長、高木技術参与
審査グループ 地震・津波審査部門
江寄企画調査官、千明主任安全審査官
東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクトマネジメント室 担当2名
福島第一原子力発電所 担当4名
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（テレビ会議システムによる出席）
担当5名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、4月22日の面談で原子力規制庁より説明を求めた2月13日の地震に対するはぎとり波の作成結果及び弾性設計用地震動 S_d との比較検討結果に関し、資料に基づき主に以下について説明があった。
 - はぎとり解析の概念
 - 自由地盤系南地点及び北地点におけるはぎとり波の推定（はぎとり波と基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d との比較を含む）
 - ◇ 加速度時刻歴波形
 - ◇ 擬似速度応答スペクトル
 - ◇ 加速度応答スペクトル
 - 上記比較において、はぎとり波による応答加速度は、 S_d に近いもしくは超える部分が多いこと、また一部固有周期では S_s に近い箇所があること
 - はぎとり波の作成結果を踏まえ、今後設置する設備に対する耐震重要度分類の考え方を含む耐震評価方針について検討を進めており、本件に関する東京電力の体制と併せて5月下旬に説明する予定であること
 - 既設設備については、はぎとり波の作成結果を用いて影響評価を進める予定であり、6月下旬に説明する目途であること
- 原子力規制庁は、上記の説明を受けて、
 - はぎとり波の作成方法について、前提とした条件や物性値及びその選定の考え方を含めて説明すること
 - 自由地盤系南地点と北地点でスペクトルの性状が異なることから、2地点をサイトの代表地点とすることができる根拠、また O.P.-200m の観測記録を用いる根拠を、その保守性や観測記録の妥当性も含めて説明すること等を求めた。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所 2021年2月13日福島県沖地震はざとり波と Ss, Sd との比較

以上